

新宿区身体障害者電話使用料助成事業実施要綱

平成 27 年 11 月 17 日

(27 新福障経第 1484 号 福祉部長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、外出困難な在宅重度身体障害者（以下「障害者」という。）が、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るために使用する電話の使用料の助成を行うことにより、日常生活の利便を図り、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 電話使用料助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、新宿区の区域内に住所を有し、次の各号のすべてに該当する者で、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として電話使用料の助成が必要と認められる在宅の障害者とする。

(1) 下肢、体幹機能、視覚、聴覚及び内部機能障害で身体障害者手帳の障害程度が 1 級又は 2 級の外出困難な 18 歳以上の者。

(2) 低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に属していること。

(3) 重度心身障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費給付等要綱により福祉電話の貸与を受けているか、障害者又は障害者が属する世帯で、障害者の連絡手段として現に設置及び使用されている家庭用電話等があること。

(助成金額)

第 3 条 電話使用料の助成は、下記に定める額を限度とし、別途定める助成方法により助成する。

対象経費	助成限度額
加入している通信会社が定める下記の経費 ア 加入電話の基本月額料金(月額回線使用料) 但し、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）の電話に加入している場合は、住宅用(3級局)の加入電話基本月額料金相当額とする イ 月額屋内配線使用料 ウ その消費税相当額	月額 1,900円

(支給の申請)

第 4 条 受給資格者が、電話使用料の助成を受けようとするときは、受給資格認定申請書（第 1 号様式）に、前年（1 月から 6 月までの申請にあつては、前々年）の所得を証明するもの等を添えて、区長に申請するものとする。

ただし、区長が認めるときは、書類の添付を省略することができる。

(助成の決定)

第 5 条 区長は、前条の申請を受理したときは、受給資格の有無について必要な調査を行い、受給資格があると認めたときは、身体障害者電話使用料助成決定通知書（第 2 号様式）により、受給資格がないと認めたときは、身体障害者電話使用料申請却下通知書（第 3 号様式）により、当該申請をした者にそれぞれ通知する。

(助成期間)

第 6 条 電話使用料の助成は、第 4 条の申請を受理した日（この条において「受理日」という。）及び資格の消滅した日（この条において「消滅日」という。）を基準に、次の各号のいずれかを適用する。

(1) NTT東日本の電話に加入している場合は、受理日が属するNTT東日本が定める料金計算期間の月分から消滅日が属するNTT東日本が定める料金計算期間の月分までとする。

(2) 前号以外の電話に加入している場合は、受理日が属する月から消滅日が属する月分までとする。

(受給資格の消滅)

第 7 条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したと

きは消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (3) 電話使用料の助成を辞退したとき。

2 前項により受給資格の消滅したときは、区長は、身体障害者電話使用料助成資格喪失通知書（第4号様式）により通知する。

（助成金の返還）

第8条 偽りその他不正の手段により電話使用料の助成を受給した者があるときは、区長は、その者の受給資格を取消し、すでに支給された助成金を返還させることができる。

（届出）

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格変更・喪失届書（第1号様式）により区長に届け出なければならない。

- (1) 電話の所有者等申請内容に変更があったとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 身体障害者福祉法等に基づく施設に入所したとき。
- (4) 長期（1年間）に入院したとき。

（未支払の助成金）

第10条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき助成金で、まだその者に支払っていないものがあるときは、区長が適当と認める同居の親族その他の者にその未支払の助成金を支払うことができる。

（所得状況等の届出）

第11条 第2条に該当する受給者は、受給者の属する世帯全員の前年の所得状況等を、身体障害者電話使用料助成者現況届（第5号様式）により、毎年6月15日までに届け出なければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日元新保管第30号）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日2新保管第2456号）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月4日9新福障第1404号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月18日10新福障第1669号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月7日11新福障第1491号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月12日13新福障第2081号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月10日16新福障経第2158号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月16日17新福障経第225号）

この要綱は、平成17年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月28日25新福障経第2745号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 17 日 27 新福障経第 1682 号）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。